

名古屋大学哲学会会則

第1条 本会は名古屋大学哲学会と称する。

第2条 本会は哲学研究の進展と普及に努め、併せて会員相互の研究上の連絡と親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会はこの目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 年一回の研究大会の開催
- 2) 研究発表会、講演会等の適時開催
- 3) 会報ないし機関誌の発行、配布
- 4) その他必要な事業

第4条 本会は一般会員、教員会員、特別会員より構成される。

- ・一般会員：次の①もしくは②のいずれかに該当する者
 - ① 名古屋大学文学部・文学研究科哲学研究室に過去に在籍した者、および現在在籍している者
 - ② ①以外の、名古屋大学に過去に在籍した者もしくは現在在籍している者で、入会を希望する者
- ・教員会員：名古屋大学文学部・文学研究科哲学研究室、および情報科学研究所（旧教養部）哲学系研究室に過去に所属した教官、および現在所属している教員
- ・特別会員：名古屋大学哲学会の趣旨に賛同し、委員会で承認された者

第5条 本会は次の役員をおく。

- ・委員 若干名
- ・編集委員 若干名
- ・会計監査 二名
- ・幹事 若干名

第6条 総会は年一回定期的に開き、その他必要があれば臨時に開くことができる。総会は会員の中より委員および会計監査を選出する。また総会は一般報告ならびに会計報告を受ける。

第7条

- 1) 委員は委員会を構成し、総会の決定に従って会の運営について協議決定する。
- 2) 委員は会員の中より、教員・学生・卒業生から各若干名を選出する。
- 3) 委員の中より委員長一名を選出する。委員長は本会を代表する。
- 4) 委員の任期は二年とする。

第8条

- 1) 編集委員は編集委員会を構成し、『名古屋大学哲学論集』の編集業務にあたる。
- 2) 編集委員は委員会の協議により、教員会員の中から若干名を選出する。
- 3) 編集委員会は、編集委員以外の会員に査読を依頼することができる。
- 4) 編集委員の任期は、委員の任期に準ずる。

第9条 会計監査は年一回会計を監査する。その任期は二年とし、他の役員を兼ねることはできない。

第10条 幹事は委員会より委嘱され、任期一年とし、本会の事務を行う。

第11条 役員はすべて再任をさまたげない。

第12条 本会の会員は、次に定める年会費を納めるものとする。但し、教官会員の内、過去に所属した教官は、一般会員と同額の年会費を納めるものとする。また、一般会員の内、学部在籍中の者は年会費を免除する。

一般会員 2,000 円

教官会員 3,000 円

特別会員 3,000 円

第13条 本会則は委員会の決議を経て変更することができる。但し、総会の承認を要する。

付則

本会則は2003年4月19日から一部改正して施行する。

本会則は2006年4月22日から一部改正して施行する。

本会則は2008年4月19日から一部改正して施行する。

* * *

次号の『名古屋大学哲学論集』は2013年4月に発行予定です。執筆者の募集および論文投稿の締切りは12年度になります。募集の詳細および日程は別途会報でお知らせいたします。なお、執筆者には抜刷（30部）の代金として3,000円をご負担いただきます。

執筆者紹介

金山弥平（かなやま やすひら）

現在、名古屋大学大学院文学研究科教授

北野孝志（きたの たかし）

現在、豊田工業高等専門学校准教授

松井貴英（まつい たかひで）

現在、九州国際大学准教授

小林道太郎（こばやし みちたろう）

現在、大阪医科大学講師

森哲彦（もり てつひこ）

現在、名古屋大学大学院文学研究科博士研究員

斎藤安潔（さいとう やすきよ）

現在、愛知県立大学 非常勤講師